

農業者戸別所得補償法案の概要

目的

農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずることにより、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図る。

→ 食料自給率の向上に寄与＋多面的機能の維持に資する

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で農業を営む全ての農業者・集落営農

交付金の交付

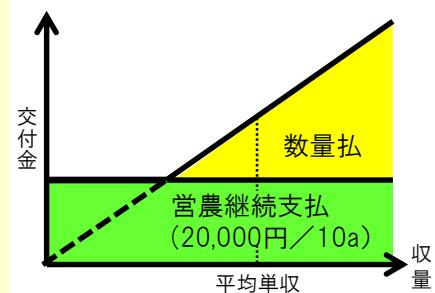
コストの補填

畠作物の戸別所得補償交付金

- ①生産量に応じた数量払を基本としつつ、
- ②営農継続に必要最低限の額を面積払

〈対象作物〉

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、菜種 等



米の戸別所得補償交付金

恒常的なコスト割れ相当額を補填（面積払）

〈対象作物〉 主食用米

標準的な生産費

標準的な収入額

米の戸別所得補償交付金
(15,000円／10a)

水田活用作物の戸別所得補償交付金

主食用米に係る所得との差額を補填（面積払）

〈対象作物〉

水田で生産される麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米 等

主食用米
に係る標準所得

水田活用作物
に係る標準所得

水田活用作物の戸別
所得補償交付金
(作物により、20,000～80,000円／10a)

* 地域作物への交付金

水田を有効活用して地域作物の生産を振興するための交付金を交付（面積払）

収入減少の補填

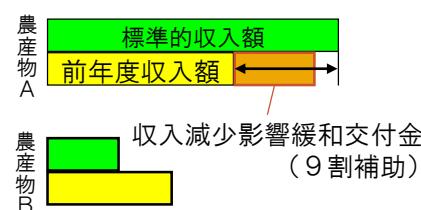
収入減少影響緩和交付金

- ①前年度の収入額が標準的収入額を下回った場合には、その差額を補填
- ②収入額の算定は対象農産物ごと

〈対象作物〉

主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

複合農家の場合…



加算等交付金

規模拡大、耕作放棄地の解消、環境保全型農業、GAPの実施等多様な取組に対し加算措置を実施

※平成31年4月1日に施行

※必要経費は、平年度約7900億円